桜井市監査委員公表第 3 号

令和5年度定期監査(第一次)結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を執行したので、その結果を同条第9項により別紙のとおり公表する。

令和 5年 6月26日

監査結果報告

1. 監査方針

本監査については、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に努めるため、桜井市監査基準に基づき監査を実施しました。

2. 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

3. 監査の対象及び期間

監査内容	令和5年5月1日現在の監査資料による
監査期間	令和5年5月1日から令和5年6月15日まで
対象部課	市長公室 人事課 福祉保健部 児童福祉課 こども未来課 第2保育所 第3保育所 市民生活部 市民連 人権施策課

4. 監査等の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として監査を実施しました。

①組織、人事配置について	・事業運営上不合理な点は無いか・職員の勤務状況は適正か
②予算の執行状況、 収納事務、支出事務 について	・会計区分、年度区分、予算科目を誤っていないか ・調定の時期及び手続は適正か ・支出負担行為は法令等に違反していないか ・支出目的、履行を確認できる資料が整理されているか ・旅費、超過勤務手当については支給額の算定根拠となる日数、時間数は関係記録と合致しているか
③契約事務(委託・ 工事)について	・適正な方法により契約を行っているか ・随意契約理由は適正か ・契約の履行確認は適正に行われているか
④負担金、補助金の 執行について	・支出対象、支出金額は適正か ・補助金については実績報告に基づく成果の確認が行 われているか
⑤公の施設の管理に ついて	・指定管理者の指定は適正、公正に行われているか ・協定書等に必要事項が適正に記載されているか ・管理に関する経費の算定、支出方法、手続等は適正か
⑥財産の管理について	・備品台帳に登録されているか・物品は正しく管理され整理されているか
⑦公金等の保管状況 について	・収納金、釣銭等の現金の保管及び取り扱いは適正か ・郵便切手やはがき等の保管は適正且つ差引簿と合致 しているか

5. 監査等の実施内容

本年度の監査計画に基づき、事前に対象部課からそれぞれ資料の提出を求め、 関係書類及び諸帳簿を照合するとともに、監査当日に関係職員から事情聴取し、 事務事業の執行が適正且つ効果的、効率的に行われているかを主眼として監査を 実施しました。

今回の監査は、主に主要事業及び予算の執行状況並びに委託料・工事・修繕の契約及び執行、負担金及び補助金、収納事務、備品管理、事務処理が適正かつ合理的・効率的に行われているかを重点的に行いました。

6. 監査の結果

監査を実施した範囲においての事務の執行処理状況等は、関係法令等に基づき概ね適正且つ効率的に執行・処理されていると認められ、軽易な留意事項は口頭により、指摘しました。

次の通り一部において改善・検討を要する事項が見受けられ、該当する各所属 長及び担当職員に所見を申し述べるとともに、指導を行いました。

今後これら指摘事項には十分留意するとともに、尚一層慎重な事務処理を望むものであります。

その主なものは、次のとおりとなります。

(1)委託・修繕契約事務について

ア. 各種行事の運営や事業等の委託については、事業内容・委託目的を明確に し、事業報告書、収支報告等により事業効果を十分確認されるとともに委託料 の適正執行について今後とも精査されたい。また、事業内容・現況についても 随時確認のうえ把握されたい。

(各課共通事項)

イ.指定管理料について、算出基礎となる費用を十分精査され、事業終了後は 完了実績報告の提出を求め報告内容を細部にわたって確認されたい。特に市内 3箇所のふれあいセンターに関しては、それぞれ地域性もあり事業内容も様々 であるが、指定管理料の使途については適正に且つ明瞭に執行されるよう指導 していただきたい。

(人権施策課)

(2) 負担金補助及び交付金事務について

ア. 各種団体、協議会等の負担金について事業実績及び決算報告書等により、 事業内容を把握し、その金額の見直しだけでなく負担の必要性についても検討 されたい。また、決算報告書の証拠書類として領収書等も担当課として確認さ れたい。

(各課共涌事項)

イ. 外部団体の通帳等の管理について、各団体にて管理運営ができるよう見直されたい。

(人権施策課)

(3) 収納事務について

ア. 3歳児以上の保育料の無償化に伴い全体的な未収金は減ってきているが、滞納が長期化しないよう、家庭の状況に配慮しつつ、納入指導を徹底されたい。なお、公立保育所の延長保育料に関しては保育料と性質が異なるため、不納欠損に至らないよう極力、徴収の確保に努めていただきたい。

(児童福祉課)

(4) その他

- ア. 契約事務及び伝票の起票等については、適正な運用をしていただきたい。 (各課共通事項)
- イ. 現金の取扱いについて、所児・保護者から徴収した現金についてはその取扱いに十分注意し、管理されたい。

(各保育所)

ウ. 課内で管理されている切手等は市の財産であることから、現金同様出納帳等作成され、在庫管理を含め紛失の無いようきめ細かく管理されたい。

(人権施策課)